

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	五目チャーハン，非常用糧食用	CPS-C892013-1	
		大 臣 認 可	令和 年 月 日
		作 成	令和 6年 5月 16日
		改 正	令和 7年 3月 10日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊で使用する非常用糧食の構成品の五目チャーハン，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“五目チャーハン”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

食用植物油の日本農林規格（昭和44年農林省告示第523号）

精製ラードの日本農林規格（平成3年農林水産省告示第988号）

農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）

しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号）

b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

CPS-C892001 非常用糧食通則

c) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

酒税法（昭和28年法律第6号）

食品添加物公定書（厚生労働省消費者庁）

品 名	五目チャーハン，非常用糧食用
-----	----------------

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”，“計量法”，“食品，添加物等の規格基準”，“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”，“食品表示法”，“酒税法”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表 1 による。

表 1－材料

区分	規定又は基準
うるち米	調達要領指定書によって指定する場合を除き，製造時の属する年産のものとし，農産物規格規程に定める 2 等以上の水稲うるち米とする。ただし，製造時の属する年産のものにより難しい場合は，前年産のものを使用してもよい。
卵	品質良好な鶏卵から成り，変質などの欠点のないスクランブルエッグ又はそれを原料とした冷凍品
長ねぎ	香味，色沢及び鮮度が良好で，病虫害，変敗，きずなどが無いもの又はそれを原料とした冷凍品
しいたけ	品質が良好で，病虫害などがなく，土砂及び不純物を除去し，乾燥したもの又はそれを原料とした水煮品
豚肉	鮮度良好な食肉で，きょう雑物の混入がなく，食品衛生上の欠点を認めないものの部位の合ひき肉又はそれを原料とした冷凍品
牛肉	
たけのこ	香味，色沢及び鮮度が良好で，十分ボイルされたもの又はそれを原料とした水煮品
塩	食用塩（NaCl99%以上）
調味料	L-グルタミン酸ナトリウム（含量99%以上）又はそれを主成分とする複合調味料とし，食品衛生法に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は食品，添加物等の規格基準に基づくもの
米加工品	しょうゆの焼けた香ばしい風味をもつ粉末状の調味料
香辛料	ペッパーその他とし，かび，病虫害などが無い香味が良好なもの
精製ラード	精製ラードの日本農林規格又は同等以上のラード
食用植物油脂	食用植物油脂の日本農林規格又は同等以上のとうもろこしサラダ油
しょうゆ	しょうゆの日本農林規格又は同等以上のこいくちしょうゆ
発酵調味料	酒類に準じて醸造され，アルコール分1度以上で塩分，糖類などを添加することによって不可飲措置を施した酒税法の酒類の定義に当てはまらないもの
にんにく	鮮度及び香味が良好で，病虫害，変敗，きずなどのないものを粉末又はペースト状などにしたもの若しくはそれを原料とした冷凍品
香味食用油	食用植物油脂の日本農林規格又は同等以上のもの若しくは食品衛生上の欠点を認めないもの

2.3 前処理

前処理は，次による。

- a) うるち米のとう精歩留まりは，91%以下として十分に選別の上，2.4を基準として1仕込み分を洗米（浸漬）した後水切りする。
- b) たけのこは，十分に選別した上，水洗いし，水切り後不可食部分を取り除いて，切断したもの又は同様に加工済みのものをよく水洗いし，水切り後，2.4を基準として1

品 名	五目チャーハン, 非常用糧食用
-----	-----------------

仕込み分を計量する。

- c) しいたけは、乾燥品の場合は所定時間水に戻し、しいたけと戻し汁に分け、戻し汁は味付け用調味液の一部として使用する。水煮品の場合は、必要に応じて十分に選別の上、水洗いする。いずれの場合も水切り後 2.4 を基準として 1 仕込み分を計量する。
- d) 豚ひき肉及び牛ひき肉（合ひき肉）は、必要に応じて解凍後、鮮度良好で異物がないことを確認し、2.4 を基準にして 1 仕込み分を計量する。
- e) 長ねぎは、必要に応じて解凍し、2.4 を基準として 1 仕込み分を計量する。
- f) にんにくは、鮮度良好で異物がないことを確認し、2.4 を基準として計量する。
- g) ラードは、溶解後、異味異臭がないことを確認し、2.4 を基準として計量する。
- h) スクランブルエッグは、解凍後、異物及び異味異臭がないことを確認し、2.4 を基準にして 1 仕込み分を計量する。
- i) 調味液は、2.4 を基準として 1 仕込み分を計量し、加熱溶解する。
- j) b)～h) を配合し、具材を混合し加熱する。

2.4 配合

配合は、表 2 を標準とし、細部は、製造者の仕様による。

表 2－配合

材料		単位 %
主原料	うるち精米 [洗米（浸漬）前を示す。]	41.0
	卵	8.2
	長ねぎ	5.7
	豚ひき肉	4.1
	たけのこ	2.5
	牛ひき肉	0.8
	にんにく	0.8
	しいたけ（乾物として示す。）	0.4
調味液	しょうゆ	1.9
	食用植物油脂	1.2
	発酵調味料	1.0
	調味料	0.9
	精製ラード	0.8
	塩	0.8
	香味食用油	0.2
	香辛料	0.1
	水	29.6

2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、うるち精米を蒸煮した後、具材及び調味液を加えて混合する。1 食分を容器に充填して加圧加熱殺菌を施し、製品とする。

2.6 内容量

内容量は、200 g 以上とする。

品 名	五目チャーハン，非常用糧食用
-----	----------------

2.7 品質

2.7.1 品位

品位は，次による。

- a) 配合状態，色沢及び香味が良好で異味異臭がなく，きょう雑物などの混入を認めない。
- b) 炊き方が十分で，炊きくずれなどがあってはならない。

2.7.2 水分

水分は，50%～59%とし，水分の分布は良好でなければならない。

2.7.3 容器

容器は，次による。

- a) 形状 形状は，袋状容器とし，細部は，製造者の仕様による。
- b) 材料・構造 材料及び構造は，外側からポリエステル（12 μm），ナイロン（15 μm），アルミニウムはく（7 μm），ポリプロピレン（30 μm），鉄系酸素吸収層（25 μm）及びポリプロピレン（30 μm）を主材とし，細部は製造者の仕様による。
- c) 厚さ 厚さは，130 μm±13 μmとする。
- d) 寸法 寸法は，幅160 mm以下×長さ210 mm以下とする。
- e) ノッチ ノッチは，U形又はベース形とし，上部又は下部を標準とし，両サイドで機能を発揮する位置とする。
- f) 堅ろう性 堅ろう性は，CPS-C892001の2.3による。

2.8 外観

外観は，きず，汚れなどの有害な欠点がなく，密封が完全で，仕上がりが良好でなければならない。

2.9 製品の表示

2.9.1 全般

製品の表示は，食品表示法及び計量法の規定に基づく。

2.9.2 表示方法

表示方法は，CPS-C892001の2.7.1による。

2.9.3 表示項目

表示項目は，製品の呼び方，名称（契約の相手方が定める名称），原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また，質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。），添加物（原材料名の欄の後ろに，“/”で区切り添加物を記載してもよい。），殺菌方法，内容量，賞味期限，保存方法，製造者又は販売者，製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.9.4 表示要領

表示要領は，製造者の仕様による。

2.9.5 ロット番号

ロット番号は，適宜の位置に表示してもよい。

2.9.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は，容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

2.9.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は，CPS-C892001の3による。

品 名	五目チャーハン, 非常用糧食用
-----	-----------------

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、表3に示す承認用見本等を契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本等

種類		規定	数量
承認用見本	容器	2.7.3による。	1
提出書類	包装材料証明		4
	材料証明	2.2による。	4
	製造工程表	2.3, 2.4及び2.5による。	4

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。